



平成15年5月16日

日本税理士会連合会
会長 森 金次郎 殿

「消費税率アップ」に対する意見書

全国青年税理士連盟 泰
会長 徳田 匡
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
電話 03-3354-4162

私達全国青年税理士連盟は3,000余名の若手税理士をもって組織されており、国民のためのより良い税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的として日々活動している。

さて現在、高齢化で膨らむ社会保障の財源確保の名目で消費税率の引き上げが議論されつつある。われわれ全国青年税理士連盟は、我が国の雇用の80%を占める中小企業に対して、「消費税率アップ」が及ぼす深刻な影響を憂慮し以下意見を述べるものである。

1. はじめに

政府は2004年の年金改革に伴い、公的年金の基礎年金部分への国庫負担を三分の一から二分の一に引き上げる方針であり、その財源（2兆7千億円）に消費税率のアップによる税収を充てることを検討している。一方政府税制調査会は年金改革に消費税率論議を絡めることに一定の距離を置くとしながらも、消費税率のアップを直間比率の見直しの観点から議論が必要としている。いずれにしても消費税課税事業者である中小企業の立場をまったく考慮しない「消費税率アップ」の議論が進みつつある。現在の中小企業の立場をまったく考慮しない「消費税率アップ」の議論が進みつつある。現在の中小企業を取り巻く経済環境を見れば、安定財源どころか、さらに中小企業による滞納額が増えはしないか憂慮するものであり、消費税率アップが年金改革に資するとは到底思えない。われわれは、消費税を現実に納付する中小企業者の立場を考慮し、そもそも消費税自身の持つ矛盾点を指摘するものである。

2. 「年金改革」の財源論のもとに議論されることの是非

今回の年金負担増に消費税をとの論議は、経団連を中心とした大企業の年金の企業負担を軽減する目的の議論であり、企業負担を消費税に置き換えたものである。したがって、結果的に大企業負担が中小企業へシフトすることに他ならない。

3. 消費税と応能負担原則

昨今の税制改正で指摘されているのは、財政論で言う水平的公平、すなわち「薄

く広く」税を負担すべきであるとの論議である。昨年の政府税調の答申では消費税の基本的検討の方向性として、「世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保の観点から消費税は今後その役割を高めていかざるを得ない。」として、消費税を基幹税化するというのが政府の基本的方向性である。一方従来から税付加の目的である富の再分配機能を重視してきた所得税については、例えば垂直的公平と言われ、従来基幹税として発達してきた所得税については、例えば累進税率の税負担感の問題点、給与所得者と事業者の間の不公平感を増長してきたと理論建てている。そのために消費税を基幹税に据えることで「世代間の公平」を修復すべきとしている。その論拠は現状わが国の所得水準が上昇し・平準化しているという認識あるいは前提があるようだ。この認識は、現在わが国の経済不況の実態、社会保障費負担の上昇等による低所得者層に対する経済的圧迫の現状を見れば、誤りは明白である。むしろ所得格差は広がってきていると認識しなければならぬ。我が国の憲法は最低生活費に課税しないこと、財産権を侵害しないこと、租負担能力に応じて平等に課税されるべきであることを要請しているが、必ずしも応能負担原則が達成されていないのが現状である。また仮に消費税による「世代間の公平」が修復できたとしても、垂直的公平を図ることができず、憲法の要請する応能負担原則を達成することができない。したがって、さらに消費税率をアップするとの論議は、まったく現状認識が間違っており、「税」に対する憲法の要請を無視するものである。

4. 「益税」あるいは「転嫁」論議の検討

消費税法第5条第1項は「事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等に法律により、消費税を納める義務がある。」と規定している。また裁判所は「消費税は取引の各段階における事業者に課税されるもので、消費者はその実質的負担者であるが、その納税義務者ではない。したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき、過不足なく国庫に納付する義務を消費者に対する関係で負うものではない」（東京地裁平成2年3月26日判決）としており、法理論では「益税」は発生し得ないはずである。つまり消費税法上、課税事業者は消費者に対して消費税額を請求する権利が保障されていない。また実態取引でもいわゆる「転嫁」のできない小規模事業者が自ら税を負担している現状がある。その意味では今回の税制改正により、「益税」解消の名目で免税点の引き下げ、簡易課税の廃止等が議論され改正されたが、そもそも消費税の「転嫁」が保障されていない現行消費税法の立場からは理論的に誤りである。

消費税率アップは「転嫁」について現実の取引においてなんら法的担保がない中小企業にとって、自ら負担する税金が増えるのみならず、ことに零細事業者にとっては、可処分所得への圧迫になるだけであり、到底容認することはできない。

5. 課税売上割合（法30条⑥）による「益税」

今回「益税」解消のため簡易課税制度の廃止が議論されているが、原則課税の

中の簡易課税方式である消費税法第30条第6項はなぜ議論の対象とならないのか。現行消費税法では、事務処理の簡素化を理由に「課税売上割合が95%以上であれば課税仕入れ等の税額は全額控除する」(消費税法第30条第2項)として、すなわち本来であれば仕入税額控除は課税売上高に対応する部分しか控除できない。しかるに現行法は事務処理の簡素化を根拠に課税売上割合が95%以上であれば、非課税売上高に対応する部分まで控除することができる。結果、この控除される部分に相当する消費税額が事業者の手元に残るいわゆる「益税」が発生することになる。この規定はすべての事業者をその対象としており、特に仕入れ税額が大きい大企業においては、その金額は極めて多額であり、これこそ国民の不信感を助長しているのではないか。この「益税」解消により格段に税収はアップする。また事務処理の簡素化を目的とすれば同法は取引額が少額な中小事業者特例として限定すべきと考える。

6. 消費税の総額表示

改正消費税法では「消費税額を含めた総額の価格表示を義務付けることとする。」とし消費税は総額表示方式に統一される。また内訳としての税額明示についてはまだ不透明である。この総額表示の義務化は今後予想される消費税率アップによる痛税感があいまいになる意図があるのではないか懸念される。

消費税導入時に制定された「税制改革法」第10条では「経済に対する中立性を確保する」ことを要請しており、さらに第11条では「消費税の円滑かつ適正な転嫁のための消費税額明示の方針」とされたが、創設後14年たった今でも、この方針は生きているものと考えべきである。

またそもそも価格の表示については独占禁止法の特例法としてある景品表示法の趣旨、「公正な競争と一般消費者の利益」が優先されるべきであり、税法で規定すること自体合理性があるか再検討すべきではないか。

7. 遅々として進まない行財政改革

財政論として消費税率アップを議論する前に、政府・行政ともに無駄な財政支出の削減が実行できているかどうか第一義であり、国民に対してその説明を行わず、単に財政収入の不足を消費税の増税でまかなうというのは、到底受け入れることはできない

8. むすび

納税者と担税者が同一の者でないと立法者が予定している「間接税」たる消費税が、現実の経済取引の中では納税者と担税者が同一な「直接税」化している点を政府は看過している。われわれは、この点を明文化していない「不完全な間接税」たる消費税法が、国民の誤った不公平感を増長していると認識しており、一刻も早い現行消費税法の是正を求めらるべきであり、これらのは是正を行わないままの消費税率のアップには断固として反対であることを表明する。

以上

書留・配達記録郵便物受領証(お客様控)

受取人の氏名		引受番号	郵便料	申出損害要償額	摘要
(差出人の住所氏名) 全国青年税理士連盟 渋谷区千鳥台5-21-12-401 様					
1	岡本裕太郎	129-36+			
	七畠川正太郎様	11645-4	¥920		M
2	国住良行長官	129-36+			
	渡辺裕泰様	11646-5	¥920		M
3	様				
4	様				
5	様				
6	様				
7	様				
8	様				
9	様				
10	様				

配達証明

03-3370-9922
 3370-IPTEL*利
 15.05.22*12-16 郵便局

ご注意
 この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。
 簡易書留の損害賠償額は、8千円を限度とする実損額です。

摘要欄：カン(簡易)、キロ(配達記録)、ソク(速達)、ハイ(配達証明)の記号
 ナイ(内容証明)、トク(特別送達)、ダイ(代金引換)
 ジ(引受時刻証明)、シテ(配達日指定)

配達状況がわかります。フリーダイヤル 0120-232886
 インターネット <http://www.post.yusei.go.jp>